

緊急工事の当初契約における特約条項

- 1 本契約は、緊急工事の初期活動を円滑に実施するため、当初は概算設計をもとに契約を締結する。
- 2 受注者及び発注者は、速やかに現地状況の把握に努め、発注者はその内容に基づき、概算設計書の内容を必要に応じて補完する。
- 3 受注者と発注者は、上記 2 の補完後の設計図書を基に工事内容の変更について協議を行った上で、必要に応じて変更契約を締結する。
- 4 本契約において、受注者は工程表の提出を省略できるものとする。
- 5 本契約の契約保証金については、全額免除する。